

(第八部)

第三十九回

參議院農林水產委員會會議錄第四號

昭和三十六年十月十日(火曜日)

△第十一回

出席者は左の通り

卷之三

三

仲原 善一君

- 肥料取締法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
- 農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

といたしまして、まず提案理由の説明を順次聴取いたします。

なれば農業近代化の重要な一翼をなすべき組合系統金融の機能を十分に發揮させることは困難と考えられますので、組合系統資金を農業施設資金として大幅に活用し、農業經營の近代化に資することを目的として農業近代化資金流通制度を設けることとした次第

の執行により、都道府県が利子補給を行なうに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうち、もう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかる債務保証をおもな業務として、新たに各都道府県に設立されます農業信用基盤協会に対し、都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金と

植垣弥一郎君
河野謙三君
重政庸徳君
柴田栄君
田中啓一君

- 家畜商法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
- 家畜改良増殖法の一部を改正する法
律案 (内閣送付、予備審査)
- 農林中央金庫法の一部を改正する法
律案 (内閣送付、予備審査)

には、農地の集団化等土地保有の合理化と並んで、家畜の導入、農作業の機械化等農業の生産施設等の整備拡充をはかることが不可欠であります。が、そのためには長期かつ低利の施設資金の融通を一そく円滑にする必要があることは申すまでもないところであり、農

次に、この農業近代化資金助成法案の内容について御説明申し上げます。この法律案は、さきに第三十八国会に政府が提案し御審議願いました農業近代化資金助成案に、衆議院農林水産委員会の修正の趣旨による修正を加えたものであります。そのおもな内容は次のとおりであります。

資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうに必要な経費の部を国が補助するものであります。以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いいたす次第であります。

- 8 -

卷之三

農林省農土

經濟局長

農林省

常生委四

会專門

卷之三

第一
部長

100

3

この法案は、さきに第三十八国会に政府が提案し、御審議いたしました農業信用基金協会法案を、衆議院農林水産委員会における修正の趣旨による修正をえたもので、その内容は次のとおりであります。

第一点は協会の業務についてであります。すなわち、この法律案では農業者等とは、農業を営む者、農業に従事する者、農業協同組合、同連合会及び組合連合会、共済農業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行その他の金融機関で政令で定めるものから借り入れることにより負担する債務の保証の業務並びにこれに附帯する業務を行なうこととなつております。

この保証業務に伴ないまして、協会規定を設けることとなつております。

第二点は会員についてであります。この協会の会員たる資格を有する者は、協会の区域すなわち都道府県の区域内に住所を有する農業者等並びに都道府県及び市町村であります。これらの会員の出資、議決権、加入及び脱退に関する規定を設けることとしております。

第三点は設立についてであります。協会の設立は、主務大臣の認可を受けなければならないものとするほ

か、発起人、創立総会、その他設立に關し必要な規定を設けることとしております。

第四点は協会の管理についてであります。すなわち、その定款及び業務方法書に記載すべき事項、役員の選任、総会議事手続等に關し必要な規定を設けることとしております。

第五点は解散及び清算につきまして必要な規定を設けることとしております。

第六点は監督等についてであります。が、協会の業務または財産に関する報告の徵収及び検査、法令等の違反に対する必要措置、命令等監督に關し必要な規定を設けるほか、主務大臣を農林大臣及び大蔵大臣とすること、罰則に關し必要な規定を設けることなどがあります。

第七点は附則といしまして、財産法人からの引き継ぎ、都道府県の保証業務の引き継ぎ等所要の経過規定を置くこと、税法その他関係法律の規定の整備等をはかることがあります。

以上がこの法律案を提出いたす理由をお願いいたします次第であります。

次に、ただいま提案になりました肥料取締法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一点は肥料の定義の改正であります。現行肥料取締法におきましては、植物の栄養に供すること、または植物の栽培に資するため、土壤に化学的変化をもたらすことを目的として、土地に施される物を肥料として認めているのです。現行肥料取締法に基づきまして農業災害補償法に基づきまして農家の納付すべき共済掛金の率は、農林大臣が定める通常共済掛金標準率、異常

を目的として植物に直接施用するものが製造市販され、すでに農家の使用するところとなつております。このいわゆる葉面散布剤は、今後、生産消費ともに増大する見込みでありますので、その品質を保全し、公正な取引を確保するため所要の規制を加えることがであります。

第二点は一般的に禁止されている異物混入について例外を認めるための改正であります。現行肥料取締法におきましては、原則として肥料の品質を低下させるような異物を肥料に混入することを禁止しているのですが、新たに肥料として認めようとするもの

改定を準備中であります。本年はちょうどその改定期に当たっているのですが、政府は、現在、農業災害補償制度の抜本的これを改定することを建前といたしてあります。

第三点は、昭和三十七年産の水稻から実施する予定にいたしました改定による改定は一年延期してあります。改定を準備中であります。本年はこれを行なわないこととして、本年はこれを行なわないこととしたものであります。

なお、この法律案は、さきの第三十八通常国会に提出し、慎重に御審議をして改善を加えるのが適当と考え、現行法の規定による改定は一年延期してあります。改定を準備中であります。本年はこれを行なわないこととしたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

第一点は、中央卸売市場法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

次に、中央卸売市場法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかりますことは、生産者の所得の向上のあります。これが、近時たとえ葉面撒布剤のように植物の栄養に供すること

共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率を標準として、一定の方法により定めることとなつております。このいわゆる標準率のうち農作物共済にかかるものについては、当分の間三年ごとに新たに肥料として認めようとするもの

改定を準備中であります。本年はちょうどその改定期に当たっているのですが、政府は、現在、農業災害補償制度の抜本的これを改定することを建前といたしてあります。

そこで政府は、中央卸売市場法に基づき、中央卸売市場の育成及び指導監督に鋭意力を尽くして参りましたが、

最近における生鮮食料品の流通の実情において中央卸売市場を初め、広く生鮮食料品の卸売市場についての対策を確立する必要が痛感され、一昨年三月臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設立が決定された臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会におきましては、一年間にわたり慎重に調査審議を重ねた結果、卸売市場対策の基本方針及び卸売市場対策に関する措置について答申がなされたのであります。

政府といたしましては、この答申の趣旨が制定されたのであります。同法に基づいて設置された臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会におきましては、一年間にわたり慎重に調査審議を重ねた結果、卸売市場対策の基本方針及び卸売市場対策に関する措置について答申がなされたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま上程されました中央卸売市場法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

提案の理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかりますことは、生産者の所得の向上のあります。これが、近時たとえ葉面撒布剤のように植物の栄養に供すること

ます。これら生鮮食料品は、品質が変化しやすく、多様であるという商品の特性から、通常、卸売市場において価格の形成と物資の集散が行なわれ、卸売市場が流通機構における中枢的な地位を占めている実情にあります。

そこで政府は、中央卸売市場法に基づき、中央卸売市場の育成及び指導監督に鋭意力を尽くして参りましたが、

最近における生鮮食料品の流通の実情において中央卸売市場を初め、広く生

鮮食料品の卸売市場についての対策を確立する必要が痛感され、一昨年三月臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設立が決定された臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会におきましては、一年間にわたり慎重に調査審議を重ねた結果、卸売市場対策の基本方針及び卸売市場対策に関する措置について答申がなされたのであります。

政府といたしましては、この答申の趣旨が制定されたのであります。同法に基づいて設置された臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会におきましては、一年間にわたり慎重に調査審議を重ねた結果、卸売市場対策の基本方針及び卸売市場対策に関する措置について答申がなされたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま上程されました中央卸売市場法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

提案の理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかりますことは、生産者の所得の向上のあります。これが、近時たとえ葉面撒布剤のように植物の栄養に供すること

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

すなわち、農林大臣は、生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかるため必要な措置があると認めるときは、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画を定めることができます。このほか、新たに卸売業の許可に適用する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

農林大臣は、生鮮食料品の適正かつ円滑な実施をはかるための措置があると認めるときは、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画を定めることができます。

すなわち、農林大臣は、生鮮食料品の適正かつ円滑な実施をはかるため必要な措置があると認めるときは、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画を定めることができます。このほか、新たに卸売業の許可に適用する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

合併および営業の譲り受けにつきまし

ても拡充し、中央卸売市場を通じての集中的な取引に資することとしております。

このほか、新たに卸売業の許可に適用する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

すなわち、農林大臣は、生鮮食料品の適正かつ円滑な実施をはかるため必要な措置があると認めるときは、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画を定めることができます。このほか、新たに卸売業の許可に適用する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

農林大臣は、生鮮食料品の適正かつ円滑な実施をはかるため必要な措置があると認めるときは、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画を定めることができます。

すなわち、農林大臣は、生鮮食料品の適正かつ円滑な実施をはかるため必要な措置があると認めるときは、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画を定めることができます。このほか、新たに卸売業の許可に適用する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

い申し上げます。

次に、家畜商法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説

明いたします。

近年、家畜の飼養と畜産物の生産は、国民生活水準の向上と農業経営改善の必要に伴いまして急激な増加を示しております。

第三は、中央卸売市場指定区域の周辺地域の卸売市場に対する改善措置につ

いて、中央卸売市場における卸売業者の運営を確保するための規制強化であります。

その一は、卸売業者の兼業の届け出

についての規定の新設であります。

その二は、卸売業者の兼業の届け出

についての規定の新設であります。

その三は、卸売業者の兼業の届け出

についての規定の新設であります。

その四は、中央卸売市場審議会の設置

についての規定の新設であります。

その五は、中央卸売市場の開設者

についての規定の新設であります。

その六は、中央卸売市場の開設者

についての規定の新設であります。

その七は、中央卸売市場の開設者

についての規定の新設であります。

その八は、中央卸売市場の開設者

についての規定の新設であります。

その九は、中央卸売市場の開設者

正を確保することがまことに重要性を有するのであります。

このことは、畜産の飛躍的な発展と畜産食品の消費増大のためきわめて緊急の要請であると考えられるのであります。

現在家畜商法により免許を受けていた家畜商は全国において約七万五千人おりますことはすでに御承知のことおりであります。

しかしながら、家畜の取引過程につきましては、いまだ十分な近代化と合理化が行なわれているとはいがたい状況にありまして、今後畜産農家が適正な生産の成果を取得し得るようになりますが、これに御承知のことあります。

畜産の「そうの振興をはかりますためには、この取引過程を改善し整備することが緊要であると考えられるのであります。

政府におきましては、二、三年来家畜取引の改善対策に關しまして学識経験者の意見も取り入れつつ、総合的に検討を加えて参ったのであります。

畜産の地位の向上、家畜市場の整備確立、生産者団体の共同事業の推進及び家畜の取引資金の融通の円滑化、食肉市場の整備等の措置を講ずることが必要であるとの一応の結論に達するに至りました。このうち家畜商の地位の向上に關しましては、家畜商自身及び一般の要請も強いところであります。

また、現在の家畜取引、なんずく大家畜の取引は、農業団体が、ある程度行なうもののほか、多くの部分は

一般的の要請も強いところであります。

以上が、この法律案の主要な内容であります。

次に、現在、中央卸売市場の卸売業者の間ににおける合併、営業の譲り受け等につきましては、私的の独占禁止法の適用除外規定が設けられておりま

すみやかに御可決下さいますようお願

い申します。

第一に、家畜商につきましてその行なうべき家畜取引の業務に関しまして必要

な知識に關し適切な講習会の制度を設

け、この講習会の課程を修了した者またはその者をその家畜取引の業務に從事する使用者その他の従業者として置

べき家畜取引の業務に関しまして必要

な知識に關し適切な講習会の制度を設

け、この講習会の課程を修了した者またはその者をその家畜取引の業務に從事する使用者その他の従業者として置

べき家畜取引の業務に関しまして必要

な知識に關し適切な講習会の制度を設

け、この講習会の課程を修了した者またはその者をその家畜取引の業務に從事する使用者その他の従業者として置

なお、營業保証金の額につきましては、その家畜商の家畜の取引の業務に從事する者の人数が一人であるときには二万円とし、その従事する者の人数が一人をこえる場合には一万円にその額とし、営業上必要最小限度の信用補完措置をとることとしたことであります。

第三に、家畜商に家畜取引に関する帳簿を備え付けさせるとともに、都道府県知事が必要に応じ、その職員をしてこれらにつき検査を行なわせ得る

こととしたことであります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

〔委員長退席、理事 櫻井 志郎君着席〕

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の畜産は、近年国民生活の向上に伴う畜産物の需要の増大に支えられ、また農業經營の改善上の要請から目ざましい発展をいたしております。

かくて、わが国の畜産も逐次農業經營における零細副業的地位を脱しつつあります。家畜の飼養規模、飼養管理の形態も漸次拡大ないし改善されつあります。

このような趨勢に即応いたしまして、政府としても家畜の改良増殖につきましては、昭和二十五年に制定されました家畜改良増殖法の実施とその他の措

置により、極力努力をして参ったのであります。

あります。
しかしながら、わが国農業の発展特

にその中における畜産の振興が重要な課題となつております現在、家畜改良増殖法の施行の経験と最近における家畜の改良増殖の技術的進歩その他に照らしても、家畜の改良増殖に関する法律としましては、現行法の諸規定のみをもつてしては、刻下の要請を満たすのに不十分となつていると考えられるのであります。すなわち、家畜の改良増殖の成果を計画的かつ効率的に農業者にもたらし、畜産の発展とあわせて農業経営の改善に貢献する必要がある感せられるに至っております。

このような見地から、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。が、審議未了となりましたので、今回これと同一内容のこの法律案を提出することいたしましたのであります。

以下、改正法律案の重要な点につきましては御説明申し上げます。まず第一に、家畜の改良増殖が総合的かつ計画的に効率よく行なわれることにより、畜産の振興をはかり、あわせて農業経営の改善に資する趣旨を明らかにするため、この法律の目的につき所要の改正を行なうこといたしました。

第二としましては、国及び都道府県が家畜の改良増殖の促進策を積極的に行なうべき義務を定めることとし、その施策において助成援助措置を講じまたは指導を行なうにあたっては、家畜の導入を行なう農業者に家畜改良の成果である優良な資質を有する家畜の導入が行なわれるようになります。その他その助成援助措置または指導が家畜の導入により農業経営の改善に資す

るよう努めることを規定しております。

なお、別途農業近代化資金金融通制度の創設が行なわれること等に伴い、從来の有畜農家特別措置法による家畜導入事業は、発展的に解消されることとなつておりますので、この事態に対処しまして家畜の導入その他につきまして、時代の要請に即した有畜農家育成に関する基準を農林大臣が定め、今後の援助、指導はこの基準に沿つて行なうことといたしております。

第三といたしましては、農林大臣が家畜の飼養管理及び利用の動向並びに

畜産物の需要の動向に即して、牛、馬、綿羊、ヤギ、豚その他の政令で定める家畜につきまして、その改良増殖に関する目標を定め、かつ、これを公表しなければならないものとし、この目標に即して、都道府県知事は、その管轄する区域内の家畜の改良増殖に

関する計画を定めることができるものといたしました。しかして国は、都道府県に對してその家畜改良増殖計画の実施に必要な援助に努めるものといたしました。

第四に、最近家畜人工授精用液の長期保存技術が進歩いたしましたのに対処しまして、種畜及び家畜人工授精に関する規定を整備することといたしました。

すなわち、現行の種畜及び人工授精に関する規定は、當時人工授精が緒についたころに制定されたものであるたまに、精液の凍結保存法のごとく、長期間にわたる保存を予想しておらず、この点において今後実情に即さない場合

の点において、この法律案をおもな内容を御説明申し上げます。

次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一は、役員の主務大臣任命制を廃止いたしまして、理事長及び監事は出

ります。

第五に、家畜登録事業に関する必要

な規制を行なうことといたしました。

家畜を登録して、その血統、能力、体型を明らかにすることは、家畜の改

良増殖を促進する上にきわめて重要な

事業であり、今後の家畜の改良増殖の方向によく適合し、公正に運営される必要がありますので、所要の規定を設けたのであります。

すなわち、家畜登録機関の登録規程は、農林大臣の承認を要することとし、登録規程がさきに述べました家畜

改良増殖目標に即したものであり、か

つ、公正に家畜登録事業を運営するに十分なものであることをその承認の要件としていることといたしました。

また、これに加え、家畜登録機関に對する国の助言、指導その他必要な援

助及び農林大臣の監督に関する規定を設けることといたしました。

第六といたしましては、農林省に家畜改良増殖審議会を置くことといたしました。

この審議会は、学識経験者をもつて構成し、家畜改良増殖目標その他の家畜の改良増殖に関する重要事項につきまして農林大臣の諮問に答え、また意見として農林大臣の諮詢に答えるなどといたしました。

この審議会は、学識経験者をもつて構成し、家畜改良増殖目標その他の家畜

の改良増殖に関する重要事項につきま

して農林大臣の諮詢に答えるなどといたしました。

農業の近代化を推し進めて参ります場合に、それに必要な資金として農林

漁業金融公庫等の政府資金による融資

を拡充強化していく必要があることは申しますが、組合系の中央金庫につきましても、その機能を

十分に發揮できるよう、その体制を整備する必要がありますと思ふのであります。

これが、役員選任方法の改正と関連

いたしまして、事業面における監督を強化し、金庫の業務の運営及び財産の

管理の適正を期する必要がありますので、これらの点につきまして主務大臣

が予防的あるいは補正的な指導監督等を行ない得るよう、主務大臣の監督に

関する規定及び罰則を整備いたすことと並びに主務大臣の監督にて理事長が委嘱する審議委員の制度を新たに設置し、従来の評議員の制度を廃止することにしたことあります。

これは、役員選任方法の改正と関連

いたしまして、事業面における監督を

強化し、金庫の業務の運営及び財産の

管理の適正を期する必要がありますので、これらの点につきまして主務大臣

が予防的あるいは補正的な指導監督等を行ない得るよう、主務大臣の監督に

関する規定及び罰則を整備いたすことと並びに主務大臣の監督にて理事長が委嘱する審議委員の制度を新たに設置し、従来の評議員の制度を廃止することにしたことあります。

これは、役員選任方法の改正と関連

いたしまして、事業面における監督を

強化し、金庫の業務の運営及び財産の

管理の適正を期する必要がありますので、これらの点につきまして主務大臣

が予防的あるいは補正的な指導監督等を行ない得るよう、主務大臣の監督に

関する規定及び罰則を整備いたすことと並びに主務大臣の監督にて理事長が委嘱する審議委員の制度を新たに設置し、従来の評議員の制度を廃止することにしたことあります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さい。

以上が本法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さい。

今回提案いたしました法案は、前国会に提案いたしましたものを衆議院農林水産委員会の修正どおり修正いたしました。

○委員長(仲原善一君) 以上をもちらして農業近代化資金助成法案外七件の提案理由の説明は終わりました。これら

の件につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 速記をつけ

て。〔速記中止〕

次に、農林中央金庫法の一部を改正

する法律案の提案理由を御説明申し上

げます。

資者総会で選任することとし、副理事長及び理事は理事長が任命することと

する等、金庫の役員に関する規定の改正を行なうことあります。

第二は、金庫の業務の重要性にかん

がみ、業務の運営に関する重要な事項を

審議するため、理事長の諮問機関とし

て理事長が委嘱する審議委員の制度を

新たに設置し、従来の評議員の制度を

廃止することにしたことあります。

これは、役員選任方法の改正と関連

いたしまして、事業面における監督を

強化し、金庫の業務の運営及び財産の

管理の適正を期する必要がありますので、これらの点につきまして主務大臣

が予防的あるいは補正的な指導監督等を行ない得るよう、主務大臣の監督に

関する規定及び罰則を整備いたすことと並びに主務大臣の監督にて理事長が委嘱する審議委員の制度を新たに設置し、従来の評議員の制度を廃止することにしたことあります。

これは、役員選任方法の改正と関連

いたしまして、事業面における監督を

強化し、金庫の業務の運営及び財産の

管理の適正を期する必要がありますので、これらの点につきまして主務大臣

が予防的あるいは補正的な指導監督等を行ない得るよう、主務大臣の監督に

関する規定及び罰則を整備いたすことと並びに主務大臣の監督にて理事長が委嘱する審議委員の制度を新たに設置し、従来の評議員の制度を廃止することにしたことあります。

以上が、この法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さい。

以上が本法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さい。

今回提案いたしました法案は、前国会に提案いたしましたものを衆議院農林水産委員会の修正どおり修正いたしました。

○委員長(仲原善一君) 以上をもちらして農業近代化資金助成法案外七件の提案理由の説明は終わりました。これら

の件につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 速記をつけ

て。〔速記中止〕

次に、この法律案のおもな内容を御

説明申し上げます。

第一は、役員の主務大臣任命制を廃止いたしまして、理事長及び監事は出

家畜取引法の一部を改正する法律案
(閣法第三七号) 参議院失議を議題といたしました。

本案は、去る六日提案理由の説明を聽取いたしました。本案の内容の概要について補足説明を求めてます。

○政府委員(森茂雄君) 家畜取引法の一部を改正する法律案につきまして若干補足説明を申し上げます。

まず、改正の主要点は三点であります。

として、第一に、家畜市場の再編整備に関する規定を拡充し制度の円滑な実施をはかること、第二に、家畜市場における家畜の売買方法に関する規定の新設と並んで、第三に、家畜市場の一定の改正点は、これらの改正に伴う条文の整理および字句の整理などであります。

まず第一点は、家畜市場の再編整備に関する制度についてであります。

すなわち、第一に第十九条の改正において、再編整備の対象を産地家畜市場から地域家畜市場に拡張したことではあります。この両市場の内容の相違は、第二条の定義の改正によって行なわれており、前者が、主として家畜を生産する農業者が利用される市場である点があります。したがつてこの地域家畜市場の中には、従来の産地市商たるとを問わず、一定の地域内で生産された家畜の取引に利用される市場であることがあります。したがつてこの場に加えて集散地の家畜市場が含まれることになります。

再編整備に関する制度についての改

正点の第二は、第二十条の二の再編整備にかかる都道府県知事の勧告についての規定の新設であります。再編整

備を行なう必要のある地域で、地域指定の要件を充たしているものについては、再編整備を行なうことが特に必要であると認められる場合は、開設者が申請を待たず、知事がその地域内

の開設者に対して地域指定の申請をするべきむねの勧告をすることができるようにならぬといたしたことあります。

再編整備に関する制度についての改

正点の第三は、第二十六条の三の国及び都道府県の援助についての規定の新設であります。

すなわち、国及び都道府県が、再編整備計画の円滑な実施を確保するた

め、開設者に対し、助言、指導その他必要な援助を行なうよう努力することといたしました。なお、これに関連する予算をいたしまして、年次計画によることとして本年度予算においてこれを

ます。

まず第一点は、家畜市場の再編整備

に関する制度についてであります。

次は、第二点の家畜市場における家畜の売買方法に関する規定の整備についてであります。一部の家畜市場について、入場頭数が多いため、せり売りまたは入札による取引が円滑に行なわ

れがたい実情にあり、このためには、ある程度の期間をかけてせり売りまたは入札の方法による取引が行なえるよ

うな条件を整備しつつ、その条件が整

備されるまでの間はせり売りまたは入

札以外の方法による取引のうち、取引の公正を確保するための最小限度必要な要件を備えていると思われるものを経過的に認めることにいたしました。

法の円滑かつ適正な実施を期するな

ど、関係規定を整備することといたしました次第であります。

すなわち、まず第一は第十五条のせ

めの事由について(入札頭数が売買施

合のみでなく困難な場合をも加えたこ

と、(セ)せり売りまたは入札以外の方法

については農林省令でその具体的方法

を定めることができるようにしたこと

であります。売買方法に関する改正の

第二は、第一の例外措置を認める事由

についての改正に対応して、第五十五条

に第二項および第三項を加え、都道府

県知事がせり売りまたは入札以外の売

買方法に関する許可をする場合には条

件を付すことができるようになり、例

外措置の許可をする場合には、せり売

りまたは入札の実施のため必要な諸条

件の計画的整備を条件とし得るよう

したことであります。売買方法に関する

改正の第三は、第十八条の二の規定

を新設し、都道府県知事が売買方法に関する規定に違反行為をした家畜商に対する規定に違反行為をした家畜商に對してその違反行為をした家畜商に對してその違反行為をした家畜商に停止命令を出せることにし、売買方法に関する規制の実効を確保することとしたことであります。

改正の主要点の第三点は、市場周辺

の取引制限についてであります。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめ

下さい。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて

下さい。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめ

下さい。

○委員長(仲原善一君) この際、食糧

管理に関する件につきまして、質疑の

要請がござりますので発言を許します。

○櫻井志郎君 食糧廳長官に質問した

かったんですが、きょうは病欠という

ことありますので、政務次官、部長からひとつ責任あるお答えをいただきたいのですが、第二室戸台風のかつたのであります。しかし、このことは御承知のとおりであります。このことに対する政府においては、非常に強い要求も十分考慮され

て、納入期限に対する延期の問題、そ

れから等外米の特別買い上げ等の措置

に對して、一応妥当と思われる措置をとられることにきめられたことはない

なかなか確定的な打ち出し方が出てこなかつたため、第二室戸台風に対する非常な被害といふようなことからして、各農家では台風が本土に接近する

よろしくとも二、三日前から防災措置のため全く手をとられてしまって、台

風が襲來した所も、事実上関東地方

に二日ないし三日手を取られて、第二

室戸台風と今度の台風といふ問題が、

物理的にも精神的にもかみ合いまし

て、農業者の非常な意欲及び努力にも

かかわりませず、納期等について思つたような進捗度を見せることができなかつた、こういう事実に対して、いわば不可抗力的な事実に対し、第二回目の納期である十月一日から十日までこの納期に対し、第一回の措置と同じような措置をぜひ政府におかれではとつてもらいたいというふうに考へるものであります。どちらからでもけつこうでありますけれども、お答えをいただきたい。

かんぐく新潟県を中心といたしまして、いまして、今年の室戸台風が九月の十六日にございました。特に裏日本、なまます。たたいま先生からお詫しかございました。この電力の障害が、非常に極端な障害が出て参りましたことは御案内のとおりであります。特に新潟県等におきましては、電力の障害によりまして、当時總部落の九〇%が電力障害によりまして、脱穀、調製その他に重大な支障を来たしたという実情になつてゐるわけであります。この電力の回復關係が、ずっととそれ以来鋭意東北電力その他でも復旧作業に努力いたしたわけであります、おそい所で十日、早い所で四、五日というような状況でございまして、九月の二十六日ごろまでには全部で約八割程度しか回復しておらなかつた、こういうような事情があるわけであります。そこで早場米地帯、特に九月の第一期に關係いたしております北陸四県でございますが、新潟県以外の、福井県にいたしましても、石川県あるいは富山県にいたしましても、いろいろ現地の私のほうの出先の機関を通じまして、状況をつぶさに調査いたしたのでございます。相當な被害が

あつたことは事実でござりますけれども、電力関係の障害におきましては、新潟県に比べまして非常な差がございました。そういうことでございまして、特にこの第一期の九月三十日までの早場格差金の支払いの期限につきましては、電力のようない不可抗力の障害によってどうぞいたしまして、特にこの結果、期限までに政府に売り渡す量が、前年あるいは前々年等の実態にかんがみまして、非常な激減をするという情報を得まして、また私どももさようない推定いたしまして、九月の三十日の告示をもちまして、新潟県につきまして五日間の期限延長の措置をとった次第でございます。その他の北陸の、特に早場の三県につきましては、先ほど由来しましたように、電力関係から見る障害といふものはきわめて少なかつたわけでございますが、その他、台風によまりましていろいろ障害が起きましたのは、かけておりますはさが飛んだような事態とか、圍上にあります橋が倒伏いたしまして水につかりまして、その調製なり乾燥なりに手間取つた、こういう実態があるわけでございますが、この早場期限の問題につきましては、特に食糧局といたしましては電力関係の事情を重視しまして、新潟県につきまして、先ほど申し上げました五日間の延長の措置をとつたわけでござります。なお、お尋ねの中にございましたように、特に台風によりまして倒伏の被害というようなことが出て参つてゐるわけでございまして、第一期のわざ、第一期のものにかかるのは特に早いわせ系統でございますが、中晩稲にござまして、先ほど申し上げました五日間の延長の措置をとつたわけでございまして、特に倒伏の被害によるおきましては、特に倒伏の被害による

題にならないほど軽かつたといふ
な判断を持っておられるとすれば、
はこの判断は間違いじやないかと
う。

それからもう一つは、台風による
伏ということが、ただ品質低下と
ことについてだけ現われてきておる
に田中部長が言われておるん
が、それは品質低下あるいは発芽と
うような問題で、これはもちろん言
までもないことがありますけれども
種を刈り取るという労働力におい
は、これはもう徹底的な障害要素
なつておるはずなんです。停電とい
ふことは、ある程度、程度は軽いかも
らぬけれども、これに即応しただけ
労働生産性の低下が出てきておるこ
は、もう専門家のあなたの方はよく御
知りのところなんで、そういう問題も当
然取り上げてもらわなきゃならぬ。ハ
風による灌水あるいは他の事情
で、あるいは災害のあと、たとえば
山県でいうと、私の磯波地方なんて、
うものはほとんど一戸も余さず風倒古
あるいは家がこわれたという事情ばかり
てきておって、この回復のために、小
なくとも最小限度の人が住めるようう
措置をとるためだけでも幾日間か手
取られておる。そういう事情といふ
のは、やはり当然考えてもらわなきゃ
ならない事情だとと思うのですが、い
がでしようか。

○説明員(田中勉君) 御案内のよ
に、ちょうど早場の時期には全国的に
見ましても、比較的天候障害あるい
台風というようなものに襲われやす
いとございますが、私どもの考え方とお
いたしまして、特に台風等によりま
う。

て取納なりあるいは脱穀なり、こうう面が非常に立ちおくれて、その結果政府の買い上げ数量に非常な例年に比べて影響をすると、こういうような込み等も一応参考いたしまして、これを決定いたしたような次第でございまして、これは県を特例をして申し上ますと非常に恐縮なんどございませんが、当時の新潟県の状況といたしましては、例年の九月末までの出荷予定量に対しまして、私ども現地から前までに取りましたこの状況等によりましては、電力等の被害によりまして半数程度しか第一期の納期にかかりない、こういうような事実ございません。実際に九月末日に買い上げました数量といいますのは、新潟県につきますと、ちょうど昨年の半分の数量九月末までに買い上げたというよう状態でございます。櫻井先生の方のさいた数字になつては、昨年に比べまして九月末までに富山県全体として第一期の格差金をつけて買い上げました数量が、県全体として昨年の二割増とうござりますので、第一期、第二期、第三期、中晚穂が出て来るような状態をいたしまして、これがもちろん第一期のことです。これはもちろん第一期のことではございませんが、第一期の結果は、さういふ結果になつております、その他大体北陸の石川県にいたしましても櫻井県といたしましても、昨年に比べましても二割の増加、こういうような状況になつていてるのでございまして、これらの買い入れの見込み数量等が、各種の確前年度に対比いたしまして「割ない」害なり支障によりまして、その結果と

して出でるわけがござりますが、それらの点も十分現地の機関を通じまして私ども調査の上で判定いたしたわけがございます。もちろん、これは県全体の数量でございまして、県内におきましては御指摘ございましたように、地帯によりましては確かに例年に比べて劣るという地帯もあるようござりますが、早場の格差金の延期の措置は、これは過去におきまして非常に例がございませんので、三十四年にはこれがやった例がござりますが、その場合におきましても、その県内の地帯別にこういう事態を取り上げるということとは前例がございませんし、また県当局等の意向に従いましても、なかなかその辺の村別にあるいは郡別に、あるいは地帯別にというような県内の取り扱いが非常に困難だということは、私ども県方面から、過去におきましてもいろいろそういう点において聞いているわけでござります。県全体として私が申し上げましたのでございますが、県内におきまして、確かにその地帶的に例年に比べて劣っているというような地帶があるということは事実でござります。

○櫻井志郎君 昨年と比べてどうこう

といふ、これは当然一つのいい私は基準だと思います。そのことについてどう

うこうというわけではないのですが、一

方において予約数量というものが、や

はり昨年より——私は数字は今ここに

持ち合わしておらないけれども——相

当ふえているのじゃないか、そういう

事情が加味してあるのかどうか、

それからもう一つ、県単位だけで考

えておられるようあります、私の

県の実情から言うならば、台風の中心

が通った吳西地方——吳西というと、吳羽山という山が、県の中央にある、その吳西地方の方が、吳東地方より非常に被害が激しかった。そういう地域でござります。もちろん、これは県全体の数値でございまして、県内におきましては御指摘ございましたように、地帯によりましては確かに例年に比べて劣るという地帯もあるようござりますが、早場の格差金の延期の措置は、これは過去におきまして非常に例がございませんので、三十四年にはこ

れをやった例がござりますが、その場

合におきましても、その県内の地帯別

にこういう事態を取り上げるということ

とは前例がございませんし、また県當

局等の意向に従いましても、なかなか

その辺の村別にあるいは郡別に、ある

いは地帯別にというような県内の取り

扱いが非常に困難だということは、私

ども県方面から、過去におきまし

てもいろいろそういう点において聞い

ているわけでござります。県全体とし

て私が申し上げましたのでございま

す。

○説明員(田中勉君) ことしの予約數

量が昨年の予約數量に比べて、その要

素が織り込んであるかどうかというお

尋ねでござりますが、ことしの予約總

量は四千五百萬石になつております。

昨年の約三千九百万石の予約數量に対

しまして大体5%ぐらゐの——国全体

のお話でござりますが、5%ぐらゐの

増加ということになつておるわけでござ

ります。その点からいたしまして

も、九月末の穀菽地帯におきますこの

三県の買入数量は、それぞれの要

素を織り込みましても相當回つてい

るということが言えるわけでございま

す。

それから、御指摘ございました県内

地帯別の取り扱いの問題につきまして

は、これは私ども過去において仕事を

やっておりまして、かような陳情なり

御要望をいろいろ受けているわけでござ

ります。この取り扱いについては非

常に苦労した体験を実は持つておるわ

けであります。いまだにこの問題を実

行は切り離して踏み切るというところま

で至つておらないという状況でござい

ます。この取り扱いについて是非

常に苦労した体験を実は持つておるわ

けであります。この取り扱いについては非

いうようなものがやはりどうしても免れ得ないということもあるわけでございまして、期限そのものを機械的に区切っているところに、こういう各種の天候条件その他の災害条件といふようなものと関連いたしまして、むしろ無理な問題があらうかと思つております。この点につきましては、非常に私どももこの期限が画一的になつてゐるという点につきまして、またこれを簡単に、いろいろな諸条件によりまして特例措置を講ずるというようなことにについても安易に流れるということであつてはいけないわけであります。特に大蔵省方面においては、特にこの期限の延長は非常に大きな問題にいたしております。しかしながら政府がそのため特にいかがわしいものまで買わざるを得ないといふようないことは私どもの本意ではないわけでもございません。まあ、その点は十分未端におきまして生産者の方々の御理解も得つつそういうような不幸な事態に對していろいろ他の面、まあ品質が低下いたしますならばこういうような問題についても十分それらの見ましてもうして買い上げ、あるいは予約の対象とするというような措置等を全般に講じていくのが私どもの今考案でございます。

からそんな問題について防災のほうに専念をしなければならぬということのためにあらかじめ十日には調製を完全にやつて納入しようと計画を立てておった、その計画が不可避的な条件によつて乱されたんですね、そのことを救済してやるという措置を講じますることは生産者に対して報いる道でもあるし、今お話しのようにかけ込みといふことは私もあると思うのです。そういうことがこんな際にはさらに一そり強くなりはせんか。そうするとやはりこれは肉眼検査ですから、しっかりとやりになつているとほ申しましてもどうしても納入されるものについて水分が多いとかいうようなものが多くなるんではないか、そういういたしますると、わざかななことをかれこれ論議するために非常に大きな国損を侵すということに私はつながると思うのですよ。ですから、忠実な食糧管理の業務を遂行するということに考え方を及ぼしていくだけなれば、ここで四日なり五日なり延ばしてやると、そうして完全調製したものを見るということが国全体のこれは利益を確保するゆえんなんで、これは大蔵省の方面でも御了解願えると思うのですね。だから、農林省としては腹の中で十分考えてやろうといふお気持はあっても、事大蔵省のほうにいくというとなかなか壁につかえてしまってむずかしいもんだから、ここで色のいい返事をするとあとでお困りになるからということだと思いますが、これは今大蔵省の方面でも国の利益がふえるということなら大蔵省の連中はこれはちつとも異存はないですよ。食糧管理特別会計に少しでも利益がもたらされるとということになれば財布を

握つておる連中はこれは無条件で了承しますよ。ですからそういうことで御折衝願えれば私はいけると思うのですが、そういうふうに一つ御措置が願えどもがんものかどうか。もうここでだめだから考えないというのじゃなしに。もつともです、考えましょうという気持になつていただくことがこの際としては、私はお答えを願いたい要点なんですが、きょうここまでこれはやりましたと言いつつしまう、これは部長としては関係省のあることですから一存ではいかぬと思います。そのことはわかります。わかりますが、所管省の農林省がその気にならぬと相手の方が立ち上がることができませんので、だから、こもつともだからそういう趣旨のおいて全力を尽くすというくらいのことを言つていただきとこれはけつこうだと思いますが、いかがでしようか。

こういう水分許容の検査規格を設けておる地帶においては早場格差金が多いわけです。そういう災害がなくても、それらの地帶における米の水分規格上から見た保管管理あるいは保存上の問題、品位の保持上の問題、こういうう題に問題がある地帶でございます。そういう地帶において確かに先ほどもお話をございましたように、不可抗力的な一つの天災、障害でもあるわけですが、何にいたしましてもそれらの点を十分総合勘案いたしまして、この期限の問題は、私のほうはよほどのがれがないと、特にこれを配慮するといううにつきましては、やはり私どものほうは非常に今までそういう考え方で進まない建前をとつておりまして、三十年に実は北陸、東北、北海道方面において全体的にやつたことがござりますが、これはたとえば十日間のうちに雨の日が七日も八日もあつた、ほとんどほしてあるものの取り入れもできなかい、あるいは乾燥ができない、こういうような事態等に対しまして、そういう例を持つたことがござりますが、今回におきましては特に電力等といふよう、ほんとうに不可抗力的なこの障害というものを一応あれいたしまして、また現地の買い上げ見込み数量、こういふものも私のほうは十月中旬でございますが、天候その他によつて変わることがございますが、そういう

○森八三 一君 もうこれで話がわかりましたので、最後にいたしますが、十一月九日に台風が来るということは、これはだれも予測しなかつたことです。が、私帰らぬ点、長官がちよどあいにくぎょうは今まで参った次第でございます。
なお、先生から御指摘ございまして御要望のございました点を申上げて伝えたい、かようと考えております。

その日にこだわってしまうと、申し上げまするような水分の関係等で他国に非常な迷惑を及ぼすことが生まれてきやせぬかという心配がある。ですから、これは前年の買入れ数がどうとかこうとかいうことはこれからですからわかりませんが、今これをきめてやらぬと、そういう水分があることですかって國に迷惑を及ぼすような結果が生まれてしまうのです。ですから、今早くきめてやるということが大切だと思うのです。もう一ぺん再考して下さい。

○清澤俊英君 ただいま聞いておりま
すと、二期の延長はしないと、こうい
うふうにきましたと言われるのです
ね。おかしいじゃないですか。大体五
〇%が第一期に残っていると、こうい
うのでしよう、新潟県の場合電気事情
で。それが二期の調製に押していくかな
いですか。実際の納入状況等が、大体
一期の五〇%と二期の平常数が計算さ
れて出ておりますが、これはどうも不
可能じゃないかと思うのです。それと
同時に、今年は毎日雨が降って非常に
秋上げが悪いのです。そういう事情の
中でそういうことができるでしょ
うか、この点をひとつお聞きしたい。

○説明員(田中勉君) 先ほど私が新潟
県につきまして申し上げた点は、九月
三十日までの買い入れ実績は昨年の約
半分でござります。しかしながら、新
潟県につきましては、五日間の第一期
の適用を延長いたしております。もし
昨年と比較して申し上げるということ
になりますと、十月五日までの買入
れの格差金を申し上げると、一石当た
り八百円の適用対象となつた数量を申
し上げたほうがよろしいと思うのであ

量といったしましては、昨年の九月までの第一期の奨励金に対して三割増という買い入れの結果になつております。詳しい数字はここに持つておりますが、そうなつた場合に、今度は第二期が従来ならば十日あるわけですね。それが五日間に縮まるわけですね。それで私のほうは、これは結果的に見ますと、第一期、第二期をひつくるめまして、おそらく第二期の数量は、五日間しかございませんので、昨年に比べまして相当減るだらうと思います。しかしながら、第一期におきまして、五日間の延長をとつたことによりまして、昨年に対し三割増加であります。ですから、第一期、第二期を通算いたしまして、私は昨年に比べて大差ないという工合に——これはまだよくわかりませんけれども、大体そういう工合に私どものほうは見込んでおる次第でございます。特に新潟県におきましては、蒲原郡とか、こういう特定地帯においては、おきましては、進捗度がおくれていてことは事実でございます。しかしながら、かような地帯においての政府買い入れ総見込み量は、どうしても作柄からしまして昨年よりも減ると、こういうような現地での推測がございます。そういう点からいたしまして、新潟県等におきましては、電力障害によつて相当おくれたことは事実でございますが、一期、二期通算で考えていただきますと、大体昨年に比べて大差がないと、かように思うわけであります。二期分が幾らかまじったということでお

○清澤俊英君　どうもその数字はおかしい問題が出ているのじゃないですか。五日までで一期分の三割ふえた、二期分が幾らかまじったということで

ぬというのに、考えぬというのはおかしいじゃないか。数字がそういうものが出でておる。これは今のうちに考えて下さいよ。それが一点。

その次には、等外米、規格外米について現地において、取り扱いいろいろ考へる考へるが、これは具体的にどうなりますか、これが第二点。パーセンテージを1%増すなら増すと、規格外米はこういうように取り扱うというよう 知らせていただきたいと思います。

それから、第三点は、予約前渡金ですね。これが実際に災害があつて、補正を要するような人が出ましたとしますれば、その分の取り扱いは、前例によるることですから、前例によって一年延期等の処置を大体とつていただけます。ですが、その点と、予約補正については、十分考へていただけると、こう思いますので、それで全部取扱いをもう少しもたくさんありますから、こういうものに對しての取り扱いの方針は今までやつておられたとおりでありますかどうか。

の格差金というものが支払われておる。したがいまして、昨年の第二期の数量に比べますと、ちょうど半分程度があとに残されるわけであります。二期、二期を通算いたしますと、これはほとんど大差ないと、こういう工合に大体推定いたしております。

それから第二点の、災害等によりまして、確かに、北陸四県もそうでござりますが、その他の地帯も相当あるわけでございますが、政府の予約の対象の米は、予約の条件の中に一等ないし五等ということになつておるわけですが、特に災害を受けた場合におきましては、これ以外の米、たとえば等外の上、それから規格外米、こういうものを予約の対象として買入れることがあると、こういう措置を今度とったわけでございます。新潟県につきましては、特に新潟県に関連がありまするそういうような米は、等外の上、それから水分過多規格外米甲、それから水分過多規格外米乙、こういうものを私の方は予約の対象としてやることになると、こういふことになっております。なお、きのう決定をいたしましたのは、特にこの早稲品种の倒伏によりまする水につかった期間、これが二日とか三日とか、こういうことになりまして、米の粒に機能障害、生理障害を起こしまして、白色粒、いわゆるシラタの米がだいぶ出ました。これは非常に商品価値としましては、商品価値というと語弊がござりますが、配給する場合に非常に問題があるわけでございますが、十分それらを鵜飼試験にかけまして、これのある一定規格以上のものは買上げの措置を決定いたしました。な

いておりますのは、中晩稻が、確かに先ほども森先生からお話をございましたように、倒伏したりなんかしまして、芽を出した。これはまあ発芽粒混入規格外米というようなものになるわけでございますが、こういうものも一定規格以上のものは、これは私のほうはよく現物を見まして、そしてそれらを玄米から一応まあ掲示試験をやりまして、そしてやつて参りたい、これを買い上げの対象にいたしたい。特に新潟県につきましては、大体そういうようなものがおもなる低品種の米であるわけでございます。

それから第三点の新潟県におきましては、集中豪雨なり、それから今度の室戸台風等によりまして、非常に減收がはなはだしい地帯があるわけでございます。特に中之島を中心とするあの地帯の集中豪雨による大減収というようなことがございますが、この場合におきまして、予約概算金を返納できない農家ができるわけでございますが、予約制度におきましては、私のほうといたしましては、さような農家ができる場合には、これは契約によりまして指定集荷業者、たとえば農協、こういう方々に一定の期日に代位弁済をしていただきまして、その代位弁済をしていただきました結果、農協对農家との間においてこれは代金の延納という問題が起きるわけでございますが、その場合に金利の補給をする、補助をする、こういう措置をとっていることが過去におきまして三十一年の北海道の大冷害、それから三十四年の伊勢湾台風のときの愛知、三重、岐阜、この三県にそういう例が——国が利子補給をする、それによって農家の側において

その利子負担の軽減をはかる、こういいう措置をとっているわけでございます。特に新潟県の集中豪雨地帯が非常な大減収をいたしまして、概算金その他の返納にも非常に苦労されているわけでございますが、こういうものも一定程度規格以上のものは、これは私のほうはよく現物を見まして、そしてそれらを玄米から一応まあ掲示試験をやりまして、そしてやつて参りたい、これを買い上げの対象にいたしたい。特に新潟県につきましては、大体そういうようなものがおもなる低品種の米であるわけでございます。

阪のほうですが、相当補正の要求を考へておきますが、この点につきましては、伊勢湾台風なりあるいは北海道の大冷害というような実情を私どもは十分調査をしております。この点につきましては、伊勢湾台風なりあるいは北海道の大冷害といふような実情を私どもは十分調査をしておきたい、かようにいたしております。

○亀田得治君 ちょっと関連して。この予算措置をやって参りたい、かようにいたしておきます。この点につきましては、伊勢湾台風なりあるいは北海道の大冷害といふような実情を私どもは十分調査をしておきたい、かようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かようにいたしておきます。この点につきましては、伊勢湾台風なりあるいは北海道の大冷害といふような実情を私どもは十分調査をしておきたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきます。

○亀田得治君 ちょっと関連して。この予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきます。

阪のほうですが、相当補正の要求を考へておきますが、この点につきましては、伊勢湾台風なりあるいは北海道の大冷害といふような実情を私どもは十分調査をしておきたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきます。

○亀田得治君 ちょっと関連して。この予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきます。

○亀田得治君 ちょっと関連して。この予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきますが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで予算措置をやって参りたい、かのようにいたしておきます。

○亀田得治君 先ほどから論議になつておきました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

なつておるわけでございます。数年前までは国全体の需給の関係もございませんので、やはり農林大臣に、県としても大臣にもいろいろ協議してもらいたい、こういうような運用をとつておつたのですが、二、三年前からもう建前といたしましては地方限りで処理できる、こういう建前にはいたしておるわけでございます。ただ、その場合におきましても、一つの慣習といつたしまして、農林省のほうにも県自体のそういう大体どの程度どうだというお話を等がござりますれば、私は報告等を受けまして、大体府庁のようなことについて御報告は願うことになつておりますが、私のほうはそれによりまして非常に制約するとか何とかいうような建前はとつておらないわざと関連してお聞きしておきたいと思ひます。

○亀田得治君 ただいま御質問ございました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

○亀田得治君 先ほどから論議になつておきました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

○亀田得治君 先ほどから論議になつておきました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

○亀田得治君 先ほどから論議になつておきました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

○亀田得治君 先ほどから論議になつておきました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

○亀田得治君 先ほどから論議になつておきました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

○亀田得治君 先ほどから論議になつておきました点でございますが、きのう、きょうと大阪の地元のほうから、それぞれ府庁なりまた農業団体の方が見えておりまして、相当な減収が予想されるから減額補正につきましては農林省としても相当理解ある態度を示しております。

題があります。一等と二等の差は、一等の方が〇・五%水分がよけいである、こうしたことになつております。そこで、私のほうは、今まで特に東北とか北陸のような早場格差金に該当するような、いわゆる水分の多い軟質米地带に対しては、やはり一期の格差金だけが金科玉条ということではなくて、やはり乾燥なり調製を念入りにやれば、等級が自然に上がつてくるわけであります。十分それらの早場格差金をカバーして余りあるような等級になつてくる、こういうような指導で、現地の方々なり、あるいは農業協同組合の方に御協力、御理解を願つております。確かに一期、二期、三期、四期を見ますと、石当たり二百円、一俵八十円の差があるわけでございます。その期限に間に合わないと、実は八十円だけダウンするわけです。この格差金を将来はなだらかにいたしましたれば、あまりそれそれの期限の期末でいろいろな事態に対し深刻に考えなくていいというような気もいたしますわけでございますが、現在のところは大体一等級違う程度の格差金になつております。そういうのが一期、二期、三期、四期の差になつてくるわけでございます。ですから、やはり私のほうといいたしましては、この期限を原則とするということで、その他の、変えるということを例外的に考えているという考え方を持っております。

制米価といわれたとき、非常な無理な安い米価決定がありましたので、それで北海道あたりから見ますと、短期間で植付刈り取りをするために、いわゆる北海道では出面——出かせぎ労働者を使用いたしますので、そういう事情から見ても生産費がつくので全く間に合わない、そういう不合理があつた。そこで積雪単作地帯を中心にして、そういう不合理な価格をひとつ直そう、これが中心でした。だから、初期の場合は一道十一県、御承知のとおりです。全国的なものではありません。それが不合理だということで、だんだんと、千葉がふえ、その他のふえてきて、そして湿地帯で単作地帯が全部入つた、こういう形をとつておりましたけれども、これは結局すれば積雪単作地帯の経済上の事情、これが中心で考えられたものです。だから、これの成立の前には、御承知のとおりに戦前、銘柄に対する特別補助金などが公儀について五十銭かなんぞ出ておつた。それが発展してこれになつたのです。だから、早場米ということが大体もう最近は要らなくなつたからといって、これを早場米の名前にかして、実質を変更することはどちらもおかしいと思うのです。成立の当初がそういうことです。それはまだたいして変わつておらぬと思うのです。単作地帯としてはこれよりないのであるから。ことに積雪単作地帯としては、米一作よりないのです。二毛作地帯とは全然趣を異にしている。こういう事情が中心になつておつたのを、早場米だけで、それが調整がついたからというだけの御解釈では、どうもわれわれ納得しかねるのです、これができ上がりました経過か

ら見ますと、もともとはこれから始まつたのです。あまりに生産費がばらばらであつて、そうして北海道、青森等を中心にして、非常に高い生産費につくのです。だから、われわれとしては、一応こういう買い上げをするならば、各県ごとにばらばらに買い上げして、ブルーして売つたらどうだ、こういう議論を吐いたのです。これは当時のG.H.Q.も、この議論は正しいというが、政府としては事務的に、そういうことはできません。これで一年延期したのです。そこへたまたまさつき言いました銘柄の奨励金でそういうものを延長して、そうしてそれのかバーするようとに、いう陳情が出てきて、翌年からようやく行なわれてきたと、こういうのです。ところが結局すれば、そういう経済上の理論を中心にしていることはたいして変わりません。だから、結局すれば、こういう災害があつて、ことに全体的に困るとなれば、もつと活用してもらおうのが、森君の言い方じゃないか。これは正しいのではないかと思うのです。最近皆解説を変えておられるわけです。どうもその点が私ら納得しかねているのです。こういうことはひとつよく考えていただきたい。だから、かつて私も経験した場合に、二回もあるのです。秋上げが悪い、秋が悪くて米の出方が悪い。天災でも何でもないのです。こういう特殊な天災でも何でもなく、秋上げが非常に悪いという場合でも、私どもやはり二回ほど延長してもらつております。こういうことをあなたはどう考えておられるか。

しますが、渾源と申しますか、その当時の意義が薄らいできておるというふうに申し上げたわけでございますけれども、現実問題として現在の米価の中におきましては、これはそれらの地帯におきましては現実には手取米価の一部をなしているということも現実の事実でございます。それは私どもも十分承知いたしております。そこで先ほど来新潟県の、昨年に比べて著しく第一期がおくれると、こういうような事態に対しまして、私の方は手取米価的な要素がございますので、そういう点も加味いたしまして二日間の延期をいたしておりますわけでございます。

○櫻井志郎君　亀田委員に聞連。先ほどの亀田委員の質問に対する田中部長の答弁を聞いてみると、どうも時期別格差という制度に対する政府側のいやけを露骨に出しておられると思うのです。時期別格差という制度がとにかくあるのだから、これがいいとか悪いとかという問題を議論しておるわけではないので、こういう制度が現存しておる。現在とにかくあるのだ。そういう制度があるからにはその制度の中で不可抗力が生じた場合にはその妥当な期限の延長をやるのこれは当然ではないか。こういう質問だと思うのです。それに対して、あなたはその問題にはあまり触れないで、時期別格差を存置すること自体に対するその発生当时、歴史的な事実と現状とを混同してあなたの答えておられる。そういう議論じゃないのだ。議論はそうじゃなしに、農民と政府との売買契約というものがいるのだから、その中で突発的な不可抗力の事実が生じた場合にはその期限をそれに応するような妥当の措置

○説明員(田中徳君) 今の早場格差期限の延長という問題につきましては、例年のその状態におけるいわゆる買い入れ数量というようなものを一つの目安に置きました。その年々に応じた、いろいろな災害なり天候上の要件が著しくかよくな面において支障を来たすというような場合におきましては、これは先ほども清澤先生に後段でお答え申し上げましたが、確かにそれら地帶におきましては手取米価の早場格差金というものは手取米価の一部になつておるという実態があるわけでございまので、著しく例年に比べて非常にこれが期限延長をするというような事態に対しても原因の内容をよく調べまして、過去において特別に、三十四年にはやったこともございますが、今回におきましては新潟の例にこれを実施をした。したがつて、これは原則としては期日を厳守するという考え方のものと立ってきわめて例外的にそれらの早場格差金そのものがこれに該当するような地帯におきましては手取米価の一部をなしておるというような実態も十分考えましてそうして措置をとつておる次第でございます。

いう事態は別に今のところないので
しょう。

○説明員(田中勉君) これを延ばした
ためにいろいろな操作面において支障
があるということはもちろんございま
せん。

○鶴田治春 そうしますと結局政府は台風が来たためにあらかじめ予定されたお金を払わぬでもいい。政府のほうが今度は不當に利得をする結果になる。結果においてはそうです。一方のほうは損する。そんな取引はないですよ、それは。一方は不可抗力だといつておる。一方はその不可抗力を認めたところで、別にそのためにはかへ米持つていって、さらに処理するのがおくれて、そのため損害など要求されて、だから、その三百円はやるわけにいかぬといったような事情も何もないのだからね。そうならばこの台風によつて政府がもうけるということにならぬ。そんなべらぼうな話はない。

○説明員(田中勉君) 現実に第一期の状態、これは九月十六日日のあの室戸台風、この影響下におかれました九月末におきまする政府の買入れ量は昨年をはるかに上回りました。現実問題としてはるかに上回りました。これは総量では大体昨年の場合は全国で約六百万石でございましたが、ことしは大体七百万石をこえておるような現状になつております。第一期の状態がいろいろ今御指摘いたいでおるわけでございますが、私のほうの現地のいろいろな機関なり調査等の数字を見まして、特にこの際政府、食糧庁がもうけようの情勢も私たち刻々に現地の情勢をつかんでおります。そういうこと

ようとか何とかいう考え方はもちらん
持つておりません。。

○亀田得治君 これはまあいろいろいろいろ法律的な面と、そういう実質的な面からいろいろこう検討してみても筋が通らないのですよ。これ、実際のこと

る、こちから農民のほうが理由のないことと言ふておるわけじゃない。しかも予定された売買代金以上のものをくれと、こう言うておるわけでもない。それをよこさぬなんというのではなくおかしい話でして、これはちょっとひとつあとから理事会でも聞いて、どうしても食糧庁のほうで独自の判断で善処していくことがでべきなければ大蔵省の担当者を呼ぶなり、あるいは委員会におけるひとつ議論をもう少ししてわれわれの言うのが筋が通っているということなら、委員会で決議をして、ひとつ農林大臣にそれをやっぱり要求すると、考え方方はやはりちょっとこう原則に戻しても

○委員長(仲原善一君) それでは、家畜取引法の一部を改正する法律案(閣本件について)はこの程度にいたしました。

○委員長(仲原善一君) 速記をつけます。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) ちょっとと速記をとめて下さる。

う、こういうあなたごとにぜひしてほしいと思います。これひとつ何でしたら、これは急ぐ問題ですから、ちょっとと休憩してもらって理事会を開くといいんですが。やるならそれは早くしませんと、農民としては非常に関心を持つておるのですが、どうですか。

法第三七号)を議題といたします。
本案に対する質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願ります。
○清澤俊英君 まず、資料を一つあるといいのですが、六法全書かなんかです。

参考資料として——どうせ家畜商法の全文を一部改正をやるときも必要だと思ないので、至急出していたただきたい、う思います。

○政府委員(森茂雄君) 私今回、二月前に就任いたしまして、いたって熟でございますが、よろしく御指導
いたいと思います。
ただいま御指摘になりました芝浦市場は、いわゆることにいう畜産市
ではございませんで、芝浦の市場は畜の取引をやる市場ではございません
で、生産者が卸に委託しまして、そ成畜から屠殺してその製品を取り
る。生きものではなくて製品を取り
る市場でございますので、一定の条
が整いますれば、中央卸売市場とい
しまして、中央卸売市場の規定によ
食肉の取引市場としての概念に該当

○清澤俊英君 る市場と心得ております。

畜市場というものは成牛だけを取り扱うのですが。
○政府委員(森茂雄君) そのとおりあります。

○ 清澤俊英君 何か知りませんか
れを見てみますと、成牛のほかに
云々というところに冷蔵設備を、家
畜産物の流通対策としてる家畜市場
編整備十八カ所（十七カ所）産地枝
共同出荷施設六カ所、中小都市枝肉
蔵施設十九カ所の各事業を継続実施す
こととし、これにつき単価増云々、
ういうふうに流通上の問題を書いて
りますが、私はこの家畜市場と同時に
今地方でやつております枝肉セ
タ一、これが相マツチするものじ
ないかと思います。そういうのじや
いんですか。

り枝肉と、それから家畜取引とは、マチして、関連してルートとしてその字畜の取引後に枝肉になるのございます。生きものから製品になるというふうに関連のあるものであります。ただ、この今回の改正案に載つております家畜取引法の関係につきましては、家畜市場で対象にしておりますのは、いわゆる家畜の取引をする市場、枝肉の関係につきましては中央卸売市場の条例がそろいますれば、その対象として行なわれるよう指導をいたしたい。そういうふうに考えております。

○清澤俊英君 中央卸売市場法といふのは今現在あるのですか、あれに字畜が入っておるんですか。

○政府委員(森茂雄君) 家畜は入つて
おります。

○ 渡邊俊英君 それはそれで入ってい
ればけつこうですが、私は大体家畜商
法などでそれを訂正しているのじやな
いかと思っていましたが、それはとん

成牛だけをやると、こういうことになりますと、枝肉を作る、いわゆる枝肉センターですね、地方の枝肉センター。それ自身が、大体は成牛取引をして、それをつぶすのでしょうかね。中央市場に行きましてもやっぱりそれなんですよ。枝肉だけ持つていけません。あそこの卸売商といわれる人たちは、いわゆる家畜商であって同時に畜肉商なんです。そうしてあそこで買うかどこで買うか知りませんが、とにかく自分では買ってきていた牛や豚を委託して、つぶしてそれを売っているのです。それで関連がないというのはおかしい。あなたが言われるよう、この法律からい

くと、あそこで家畜の売買はできな
い、こういうようなものができ上がる
と思ひますので、私は最も関連が深い
と思う。同時にこの制度が発達して参
りますならば、当然拡整備という中
には、俗にいう枝肉センター、これが
併用整備せられる、これがほんとうの
整備の方法ぢやないかと思つてゐるの
です。それと全然別立てのものになり
ましたら、それらはどう取り扱うので
すか。

○政府委員(森茂雄君) 最後に先生の
御指摘されたとおりでございまして、
たゞ法律的の関係では、家畜市場と中
央卸売市場と対象物質を異にしており
ますが、家畜市場から地方屠殺場、あり
いは枝肉センターと申しますか、そ

ういう所に生体として物が入ってき
て、そして枝肉になる、その枝肉が中
央卸売市場で販売されるということで
あります。また家畜市場から生体が、
生産者側から卸売業者に委託されまし
て、中央卸売市場で委託販売になりま
するものが、殺されて製品となる、そ
ういう関係になりまして、家畜市場は
中央卸売市場に食肉が行く源泉であり
ルートであるということは御指摘の通
りであります。したがいまして、家畜
市場が整備されると同時に、中央卸売
市場、あるいは枝肉センターが一応の
関連をもつて整備づけられなければな
らない、ということは、お詫のとおりで
あります。

らって、肉にして、精肉にするとか、入札するとか。相対にするということはまだ行なわれていないのだ。一方をほうつて置いて、地方だけ改良しても問題にならぬから、それでお伺いしておるのである。大体これは谷垣君時代から一生懸命でこれやりましたのですけれども、がんとして感じない、いまだこれは目鼻つかない、大体芝浦の市場が枝肉取引に踏み切って参りますのは、いつごろになるのですか。

○政府委員(森茂雄君) 消費市場としましては、枝肉の取引市場として、中央卸売市場で枝肉を取引しておりますのは、現在では横浜、名古屋、大阪、広島、福岡、最近では大宮もそうなりますが、そういうことで、だんだんと枝肉の取引市場も整備して、産地の家畜市場と相待つて整備していくたい、こういう方針でございますが、御指摘の東京につきましては、三十七年度から始めるという日途のもとに、約半月くらい前に一つの卸売会社を芝浦に作るということで、東京都府から関係業者に相談を持ちかけております。現在芝浦に入つております卸売業者は七十四名でございまして、そういうことで整備しますので、三十七年度からは芝浦は中央卸売市場法による枝肉中央卸売市場として発足する見込みに思っております。

○亀田得治君 ちょっと資料だけお願ひしておきましよう。今資料のこれを拝見いたしましたが、この中で、現在の家畜取引商法による行政処分なり、罰則が規定されておるわけですが、その二つの面の適用関係ですね、今までにおける。そういう点の資料だけをちょっと追加してほしい。

○委員長(仲原善一君) ただいまの尋ねの御要求の資料は、行政処分を受けた者とか、あるいは刑事上の罰を受ける件数というようなことですか。

○政府委員(森茂雄君) 両方の中身がわかるように、詳しい中身じやなくてもいいです。どういう案件かということさえわかれればいいです。

○亀田得治君 両方の中身がわかるように、詳しい中身じやなくてもいいです。どういう案件かということさえわかれればいいです。

○政府委員(森茂雄君) 整備できますかどうですか、できるだけ整えたいと思います。

給食用の牛乳の供給であります。年間約九億の予算を立てまして、三円七牛乳を学童にやると同時に、そういうことで需要を増進するということで、安い市乳の市価を支える目的のために予算を組んでおるわけでござりますが、その数量は約二十四万余石でございますが、予算の数量といたしまして三万石だけ一学期に供給いたしたわけであります。現在までの状況としては、依然として市乳の市価が強調を呈しておりますので、今後十一、十二月あるいは一、二、三月、著しく市乳自身がダブつきまして、天候その他の状況等の關係上ダブついて、市価が著しく下がる、そういうおそれがある場合に十分発動しようということです。現在、残二十一万石の予算を保持しております。現況におきましては、一部府県から強く学校給食用に牛乳補助金をもって補給されるる学童給食用の計画を立ててくれ、こういう要望の県があります。けれども、やはりこれは市乳の市価を安定することも、もう一つの目的でございますので、いろいろ需給なり価格の状況を調査しておりますと同時に、どの程度やつたらいか、目下それとも見比べまして大蔵事務当局と協議をしております。この予算の施行につきましては、特別に大蔵事務当局と協議する予算条件になつておりますので、現在折衝はいたしておりますが、數日中に第二学期ぐらいは早く予定数量をきめたいと存ります。

ば、そこで余るかやめるかするより
しようがない、こういうことを考え方
と、やはりそれはその地域というよ
うなものは特定の指定地域、最悪の場
合でも価格支持のためにこの取り扱い
は行なうべきものである、こう私は考
えております。そういう点、抜かりな
く一つ大蔵省と談判していただきた
い。

○政府委員(森茂雄君) よく検討しま
して、御趣旨に沿うように努力いたし
ます。

○北村暢君 資料の要求をしておきま
すが、まず、畜産局には畜産関係の法
令集といったようなものはないのかど
うなのか、たとえばこの政令等にゆだ
ねている点がだいぶあるので、政令を
持ち合わせないので、わかるよう政
令を出していただきたいと思います。

それから、産地家畜市場の再編整備
の実施状況がわかる資料を提出してほ
しい。それについて、予算の実施状
況もあわせて出していただきたいと思
います。以上です。

○政府委員(森茂雄君) 承知しまし
た。

○委員長(仲原善一君) 本案について
は、本日はこの程度にいたします。
散会いたします。

午後四時六分散会

2
関する事情の変化が国内産の大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処するため、当分の間、国内産の大豆又はなたねにつき、販売の数量及び方法等を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じてその生産者に交付金を交付する措置を講じて、その生産の確保と農家所得の安定とに資することを目的とする。
(生産者団体等に対する交付金の交付)
第二条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる法人(以下「生産者団体等」という。)で、大豆又はなたねの販売の条件を有利にするため、次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に従い、大豆又はなたねの集荷、保管又は販売の数量又は方法を調整して計画的かつ合理的にその販売事業を行なうものに対し、交付金を交付することができる。
一 大豆又はなたねの生産者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会
二 大豆又はなたねの生産者から渡しの委託を受けてその販売を行なうことを業とする者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつてゐる法人(前号に掲げる者を除く。)
前項の交付金の金額は、生産者団体等ごとに、第一号の基準価格から第二号の標準販売価格を控除した金額に、当該生産者団体等が

農林省で定める期間内に販売した大豆又はなたね（当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から完渡しを受けたものの数量に相当する数量のものその他農林省令で定めるものを除く。）の数量（その数量が農林大臣の定める一定数量をこえる場合は、その生産者の販売価格に相当する数を乗じて得た金額とする。）

一 政令で定めるところにより、政令で定める一定期間の大豆又はなたねの生産者の販売価格（昭和十七年法律第四十号）第四条ノ二第二項に規定する農業パリティ指數をいう。）を乗じて得た金額並びに大豆又はなたねの生産事情及び需給事情その他の経済事情を参考して農林大臣が定める金額（以下「基準価格」という。）

二 大豆又はなたねの生産者の標準的な販売価格として、政令で定めるところにより、大豆にあつては消費地における標準的な販売価格から流通経費を控除した金額を基準として農林大臣が定める金額（以下「標準販売価格」という。）

前項の農林大臣の定める一定数量は、政令で定める一定年間の大豆又はなたねの生産者販売数量の年平均数量、大麦及びはだか麦の生産の転換のための施策の

実施等による大豆又はなたねの生産事情及び流通事情、生産者団体等の大又はなたねの販売の実績、当該生産者団体等に係る次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に定められている売渡し又は売渡しの委託を受ける大豆又はなたねの予定数量等を参考して定めなければならない。

4 農林大臣は、基準価格及び標準販売価格を定めようとするときは、政令で定める団体の意見を聞くなければならない。

5 基準価格は、毎年、おおむね収穫期間前の期間内で政令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

受けた調整販売計画等又は次条第一項の規定による交付金の交付の方法を変更するには、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。
(生産者に対する交付金の交付)
第四条 第二条第一項の交付金の交付
交付を受けた生産者団体等は、農林省令で定めるところにより、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を、当該生産者団体等に大豆又はなたねの壳渡し又は壳渡しの委託をした者に對し、その壳渡し又は壳渡しの委託に係る大豆又はなたね(当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から壳渡しを受けたものの数量に相当する数量のものその他農林省令で定めるものを除く)の数量を基準として交付しなければならない。

(農産物価格安定法の適用除外)
第五条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)は、大豆及びなたねについては、適用しない。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行し、大豆については昭和三十六年産のものから、なたねについては昭和三十七年産のものから適用する。
2 昭和三十六年産の大豆についての第二条第五項の規定の適用については、同項中「おむね収穫期前」の期間内で政令で定める期日」とあるのは、「政令で定める期日」とする。
3 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第四十七号の三の次に次の一号を加える。
四十七の四 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第一号)により交付金を交付すること。
第四十八条第三号の二の次に次の一号を加える。
三の三 大豆なたね交付金暫定措置法による基準価格及び標準販売価格の決定に関すること。
第五十条に次の一号を加える。
六 大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関すること。(第四十八条第三号の三に掲げる事務を除く。)
ても、同様とする。